

主な改正点

1. 新型コロナウイルス感染症の影響にかかる特例措置

(1) 対象者要件の見直し

現行の要件（直近1ヶ月売上高等の減少又は今後の売上高等の減少見込み）では、令和2年春先以降の新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の実情に対応しきれないことから、実情に沿った対応ができるよう見直す。

(2) 償還期間等の特例措置の拡充

償還期間年数及び据置期間年数を1年拡充する。また、既存借入についても据置期間の延長又は元金償還の猶予及び償還期間の延長をそれぞれ1年拡充する。

(3) 一部融資制度に元金不均等返済を追加

経済変動対策融資、安心実現のための高知県緊急融資制度及び借換え融資の返済方法に元金不均等返済を追加。

2. 新事業チャレンジ支援資金等融資の創設

高知県チャレンジ支援事業費補助金又は国の事業再構築補助金の交付決定を受けた中小企業者が行う設備投資の自己負担分に対する融資制度を創設。

3. 経済変動対策融資、借換え融資の貸付対象者の要件を見直し

1. (1) に準じた見直しを行う。

4. 取扱金融機関に高知県信用漁業協同組合連合会を追加

融資制度大綱の取扱金融機関に新たに高知県信用漁業協同組合連合会を追加する。